

## 第 38 回米原市都市計画審議会 議事録(要旨)

日 時	令和 5 年 3 月 15 日(水) 午前 9 時 30 分から午前 11 時まで	
場 所	米原市役所本庁舎 4 階 会議室 4 A	
出席者	委員 12 人	1 号委員：井口貢会長、轟慎一委員、日向寛委員、大谷章委員、木村文子委員 2 号委員：磯谷晃委員、中川松雄委員、中川雅史委員 3 号委員：中辻克明委員 4 号委員：阿藤久美子委員、川嶋眞一委員、川部亮委員
	事務局 7 人	吉田まち整備部長 都市計画課：藤岡課長、村口課長補佐、伊賀並主査 滋賀国道事務所：中川専門官、岡田技術員、田中技術員
議事案件	議第 1 号 都市計画道路の変更（米原市決定）について	
報告案件	(1) 都市計画道路 3・3・1 号 彦根長浜幹線（国道 8 号バイパス）について	
協議案件	(1) 都市計画区域区分の変更について	
配付資料	議案書、次第、座席表、参考条文、参考資料	
傍聴者	0 人	
議事録	次のとおり	

### 米原市都市計画審議会の公開・非公開について

協議案件の「(1) 都市計画区域区分の変更」については、米原市情報公開条例の第 7 条第 5 号に該当する情報と判断し、米原市都市計画審議会の公開・非公開に関する取扱要領第 2 条および第 3 条に基づき、非公開とする。

### 議第 1 号 都市計画道路の変更（米原市決定）について

#### ○議事案件（要旨）

都市計画道路（米原市決定）の 3 路線について、令和 2 年 10 月に策定した都市計画道路見直し方針に基づき、変更を行いたい。

- 3・4・16 号 筑摩上多良線 （廃止）
- 3・4・17 号 入江梅ヶ原線 （計画幅員および名称の変更）
- 3・5・401 号 碓高溝狐塚線 （終点位置の変更）

#### ●委員からの質問・意見および事務局回答

委員 進め方のプロセスになるが、今後、道路ができた際に交通量が増えることが予想されるが、住民にはどのように説明されるのか。

事務局 道路整備の計画がある段階ではないので、道路事業化の中で、事前調査を行い、住民に周知していくことになる。

会長 ここで採決する。原案に同意いただける委員は挙手を願う。

【全員挙手】

会長 全員賛成であり、これを市長に答申する。

---

本件について採決され、全員賛成により原案に同意するとして承認された。

報告案件(1) 都市計画道路3・3・1号 彦根長浜幹線(国道8号バイパス)について

○報告案件(要旨)

彦根長浜都市計画区域において、2つの道路の進捗を進めている。1つ目が、現在工事中の米原バイパス(都市計画道路3・3・1彦根長浜幹線)について、工事を進めている中で一部変更が生じたため、都市計画の見直しを行う必要がある。2つ目が、国道8号の渋滞の緩和や交通安全の確保等を目的に、彦根市から近江八幡市までを繋ぐ道路として、新たなバイパス(都市計画道路3・3・7びわこ東部幹線)の計画を行っている。

米原市域については、米原市入江地先において、関係機関協議により、道路構造や計画ルートの変更が生じたため、都市計画の変更を予定している。

彦根市から近江八幡市までを繋ぐ道路は、多賀町に向かう法線で道路計画を進めており、びわこ東部幹線として、新たに都市計画の手続きを進めている。

●委員からの質問・意見および事務局回答

---

委員 今回の都市計画道路の変更に伴い、今回は報告事項となっているが、市の都市計画審議会で意見を聞く機会はあるのか。滋賀県の都市計画審議会の決定のみになるのか。

事務局 県決定路線になるので、最終的な都市計画審議会の同意は、滋賀県都市計画審議会になるが、関係市町においても、各市町の審議会において、一定審議された中で、その意見を滋賀県に報告するという手続になる。

委員 今後、国道8号バイパスがどのような法線をたどって、最終どこに繋がっていくのか承知しておきたい。後日で構わないので、今後の法線が分かる図面をいただきたい。

事務局 説明できる資料を準備させていただく。

委員 米原市域の変更について、橋梁はおおむね完成しており、都市計画変更のプロセスとして順番が逆になっていると思うがどうか。

事務局 本来であれば、変更があった際に審議会に諮るべきだが、手続が遅れてしまい、事後報告になってしまった。

委員 計画図8と計画図9は、かなり勾配のある道路になると思うが、融雪装置は計画されているのか。

事務局 橋梁の部分については、融雪装置の設置を予定している。それ以外の場所については、勾配を検討しながら融雪装置の設置や、融雪のための凍結防止剤を撒いて対応していく。

委員 融雪装置はどのようなものか、誤解を生じるといけないので具体的に説明していただきたい。

事務局 橋梁の部分に付く融雪装置は、散水設備。それ以外の区間については、除雪体制を整え、凍結防止剤の散布を行う。

---

協議案件(1) 都市計画区域区分の変更について

非 公 表

以 上